

# 平成24年度 苜田バスケットボール・リーグ規約

## まえがき

苜田（京築地区）の今後の益々の発展を目指してこの規約を設定する。  
本リーグはバスケットボール国際ルールに基づいて行われるが、相違点に関しては本規約を優先させる。

## 第1章 目的

### 第1条 （目的）

この規約は、バスケットボールと本リーグの健全な発展を図ることを目的とする。

## 第2章 代表者会議・理事会

### 第2条 （代表者会議）

代表者会議はリーグにおいて疑義が生じた場合に行われ、リーグに関するすべての事項の決定又は確認を行う。開催の日時・会場については、日程調整後決定し、各チームへの連絡を行う。

## 第3章 登録

### 第3条 （チーム及び選手登録）

1. 本規約を遵守し、リーグの発展に寄与すると認められるチームであることが認められることにより、チームとして登録される。  
チームの登録申請は所定の書式により、責任者（1名）・副責任者（1名）・審判員（2名）・選手（5名以上）を記入し、毎年度始めに提出する。なお、複数チームへの重複登録は認められない。
2. 選手の参加登録資格は、中学生を除く15歳以上の男女で、高校でクラブに所属していない者とする。ただし、北九州高専は除く。
3. 登録料は、現在無料である。今後、登録料が発生する場合があつたとしても登録取り消し又は登録辞退の場合は、既納の登録料の返還は行わない。

### 第4条 （保険の加入）

現在、保険の強制加入はしていないが任意での保険の加入は可能である。但し、怪我の場合の補償はない為、自己責任であることへの同意書を記入して頂く。

福岡県スポーツ安全協会 年間1,850円

（リーグに加入するすべての選手は、年度始めにリーグの推するスポーツ保険に加入しなければならない。保険料(1,850円/1人)は各チーム又は各人が負担するものとする。）

### 第5条 （選手の追加登録）

現在は特に追加料金はかからない。当日、体育館使用料500円/1名

選手の追加登録は、試合当日朝、会場準備終了後から第一試合開始前までに、チーム責任者が追加登録用紙と団体傷害保険被保険者明細書に記入の上、追加保険料（1,500円/1人）を添えて会場責任者に届けることにより、登録できる。なお、追加登録用紙には必ずチーム責任者の捺印がなければならない。（※被保険者明細書には捺印不要）

## 第6条 (審判員の登録及び講習会)

現在、審判に関して資格要件などは制定しない。

# 第4章 試合

## 第7条 (シーズン)

4月から3月までの1シーズン制とする。

## 第8条 (会場)

各試合は、決められた会場で行うものとする。

会場使用料は、その会場の定める方法により支払うものとする。

## 第9条 (チーム)

チームの総当たり戦とする。

## 第10条 (順位の設定)

各ブロック内の順位は、勝数・当該チームの対戦結果・得失点差の順で決定し最終の順位を決定する。

## 第11条 (ユニホーム)

試合には、チームとして上下が統一されたユニホームを着用しなければならない。

なお、試合の時には、組み合わせ表で左側のチームがユニホームの淡色を着用、ベンチはオフィシャル席に向かって右側を使用する。

## 第12条 (試合スケジュール)

1. 年度当初決定したスケジュールによる。未定スケジュールについては、決定次第競技部が文書又は電話でチーム責任者に連絡する。
2. チーム事情により試合不可能が生じた場合には、試合の1週間前までに関係チームと競技部まで速やかに連絡を行わなければならない。試合結果については20対0の不戦敗とする。不戦勝のチームは当日、練習試合を行うこともできる。但し、不戦勝・不戦敗の両チーム共に審判・オフィシャルの責任を逃れることはできない。

## 第13条 (試合開始時間)

試合開始時間は、競技日程表による。

各チームは、試合、オフィシャル及びその他の集合時間に遅れないように努力しなければならない。

1. 遅れ5分以内：遅れチームのテクニカルファールにて処理し、試合を開始する。
2. 遅れ5分以上：遅れチームの20対0の不戦敗とする。但し、双方のチーム及び審判員の判断により、練習試合を行うことができる。この場合、練習試合を行う2チームは、日程表に記された該当枠の試合の審判・オフィシャルをしなければならない。なお、試合終了時間を、次の試合開始時間、又は体育館の閉館時間に支障のないようにせねばならない。

## 第14条 (会場の準備・片付け)

1. 準備：各チーム代表者（代理人）及び第1試合目のオフィシャルにあたるチーム全員で行う。
2. 片付け：その日最終試合の、ゲーム及びオフィシャルにあたるチーム全員が行う。
4. ゴミ：吸い殻・空き缶・その他のゴミは、各チームが責任を持って持ち帰る。  
不法投棄などすることなく、各チーム代表者が責任を持って処分しなければならない。

## 第15条 (審判・オフィシャル)

1. 各チームの審判オフィシャルは、競技部が調整した日程表により試合運営を行うものとする。各チームは、審判1名・オフィシャル3名以上を、割り当てられた試合開始15分前までに、派遣しなければならない。自チームの試合が行われない場合も、日程表通りに審判オフィシャルを、派遣しなければならない。
2. 帯同審判以外の審判員が審判を行った場合は、審判料を当日に支払うものとする。
3. 各ゲーム終了後は、審判員とオフィシャル員が必ずスコアシートに記名をし、審判員が会場責任者へ提出する。会場責任者は、翌日までに試合結果・試合の様子を報告する。後日スコアシートを回収し、結果を記録管理する。
4. 備品の不足、破損に気づいたオフィシャル及び審判は、速やかに会場責任者へ報告すること。

## 第5章 罰則

### 第16条 (罰則)

本リーグ規約に違反するチーム及び選手に対しては、以下の処置を行うものとする。その処置については、合議の上、代表が決定するものとする。決定事項は事務局を通じて当該チームの責任者に1週間以内に通知される。通知を受けたチームはその決定に従う。罰金に関しては、通知を受けた日から2週間以内に協会口座に振り込まなければならない。(手数料についてはチーム負担)この罰金については、試合不成立の場合の処置を除き、リーグの運営費に当てられる。

#### 1. 試合不成立

- ①本リーグへ罰金5,000円を支払う。
- ②相手チームへ罰金5,000円を支払う。
- ③試合終了予定時刻までに、チーム関係者(監督, コーチ, 選手)が1人も試合コートに到着しない場合は、リーグ事務局を通じて相手チームへ罰金10,000円を支払う。

#### 2. 代表者会議・準備等の欠席

- ①代表者会議に、チームから1名も出席しない場合は、2,000円の罰金とする。但し、会議の開始までに役員に連絡があった場合は、2,000円の罰金とする。
- ②審判講習会・会場準備又は会場片付けを欠席したチームは、罰金5,000円とする。

#### 3. 体育館使用規則

土足による入館・上履きによる出館を行った者、指定場所以外での喫煙を行った者、その他体育館使用規則に違反した者は、3試合の出場停止、悪質な者に関しては、協議の上、さらに厳重な処分を行うものとする。さらに、チームとしての管理責任を怠った罰としてチームに対して、5,000円の罰金とする。  
ゴミの持ち帰りを怠ったチームは、3,000円の罰金とする。

#### 5. 重複登録

重複登録の選手が出場した試合については没収試合とし、原因のチームは10,000円の罰金、該当選手は今期の出場停止とする。

#### 6. 未登録

未登録の選手が出場した試合については没収試合とし、該当チームは5,000円の罰金とする。

## 7. 試合中の暴力・暴言

- ①悪疎な試合態度及び暴言を為したチーム又は選手については、チームに対して10,000円の罰金とする。
- ②試合中に暴力行為を働いた選手は除名とし、チームに対して10,000円の罰金とする。

最後に、この罰則にも従わない場合、又は罰金の累計が20,000円以上になった場合は、協議の上、その処分を決定する。

本条項に規定していない事象が発生した場合も代表の命令に従う。  
またいなることも自己責任であること

以上

この規定は、平成24年4月1日改定施行する。